

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理業廃止・変更届出書作成上の留意事項

1 届出の必要な変更事項

次の事項に変更があった場合には、変更の日から10日（法人で登記事項証明書を添付すべき場合にあつては、30日）以内に届出を行わなければなりません。（事業の全部または、一部廃止の場合も同様です。）

- (1) 氏名又は名称
- (2) 役員等
 - ① 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者の法定代理人
 - ② 法人の役員
 - ③ 発行済み株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者
 - ④ 令第6条の10に規定する使用人
- (3) 事務所及び事業場の所在地（住所を除く。）
- (4) 事業の用に供する施設（運搬容器その他これに類するものを除く。）並びにその設置場所及び構造又は規模
- (5) 保管の場所に関する事項
 - ① 所在地
 - ② 面積
 - ③ 保管する産業廃棄物の種類（石綿含有産業廃棄物が含まれている場合は、その旨を含む。）
 - ④ 処分等のための保管上限
 - ⑤ 施行規則第1条の6の規定の例による高さのうち最高のもの

2 様式

- (1) 産業廃棄物処分業の廃止または変更：様式第十一号
- (2) 特別管理産業廃棄物処分業の廃止または変更：様式第十七号

※ 廃止届出書の種類に応じ、必要となる様式を選択すること。
いずれの場合も2部（1部は届出者控え）を作成し、提出すること。

3 廃止届出書の添付書類

変更事項	添付書類
一部廃止	<ul style="list-style-type: none">◆ 該当事項<ul style="list-style-type: none">・ 取り扱う産業廃棄物の種類の減少・ 施設の一部廃止◆ 添付書類<ul style="list-style-type: none">・ 許可証（許可証の書き換えを行います。）・ 施設の一部廃止の場合、図面等
全部廃止	<ul style="list-style-type: none">◆ 該当事項<ul style="list-style-type: none">・ 業の全部廃止◆ 添付書類<ul style="list-style-type: none">・ 許可証

4 変更届出書の添付書類

※登記事項証明書及び住民票等の証明書類は、交付から3ヶ月以内のものを添付して下さい。

変更事項	添付書類	
氏名・名称	法人の場合	<ul style="list-style-type: none"> 定款または寄付行為 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
	個人の場合	<ul style="list-style-type: none"> 住民票抄本（本籍の記載のあるもの） 変更する者に後見人等が登記されていないことの証明（後見登記等に関する法律に規定する登記事項証明書）
役員・株主等	<ul style="list-style-type: none"> 誓約書（就任者がいる場合） 変更する者の本籍地の記載のある住民票抄本 変更する者に後見人等が登記されていないことの証明（後見登記等に関する法律に規定する登記事項証明書） 株主法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書） 法定代理人の変更であって、法定代理人が法人である場合には、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）及び役員の住民票抄本（本籍の記載のあるもの） 	
所在地 住所	法人の場合	<ul style="list-style-type: none"> 登記事項証明書（履歴事項全部証明書） 案内図（住宅地図の写し等）
	個人の場合	<ul style="list-style-type: none"> 住民票抄本（本籍の記載のあるもの） 案内図（住宅地図の写し等）
	※ 住居表示 (市町村合併・区画整理などによるもの)	上記の書類または、 ・市区町村長の発行する住居表示変更の証明書
事業の用に供する施設、保管の場所	<ul style="list-style-type: none"> 構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図等 最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面 届出者が使用権原を有することを証する書類 	